

◆貸借対照表

(単位：百万円)

資 産	平成24年度末 (平成25年3月31日)	平成25年度末 (平成26年3月31日)	負債及び純資産	平成24年度末 (平成25年3月31日)	平成25年度末 (平成26年3月31日)
現金	2,175	2,408	預金積金	200,583	202,309
預け金	58,214	55,450	当座預金	2,904	2,451
有価証券	76,488	80,003	普通預金	69,205	70,220
国債	13,174	14,499	貯蓄預金	889	846
地方債	1,730	3,708	通知貯金		5
社債	56,554	58,366	定期預金	113,723	113,657
株式	26	29	定期積金	8,767	8,483
その他の証券	5,001	3,399	その他の預金	5,092	6,644
貸出金	76,138	76,647	その他負債	446	361
割引手形	1,440	1,152	未決済為替借	67	35
手形貸付	6,783	5,819	未払費用	126	93
証書貸付	62,636	63,892	給付補填備金	16	7
当座貸越	5,277	5,782	未払法人税等	0	0
その他資産	1,182	1,107	前受収益	50	38
未決済為替貸	29	18	払戻未済金	2	3
信金中金出資金	671	671	払戻未済持分	0	—
前払費用	2	5	職員預り金	84	85
未収収益	456	372	リース債務	31	26
その他の資産	22	39	資産除去債務	43	43
有形固定資産	1,552	1,529	その他の負債	23	26
建物	740	728	賞与引当金	84	83
土地	606	636	退職給付引当金	89	38
リース資産	31	25	役員退職慰労引当金	87	76
その他の有形固定資産	173	139	睡眠預金払戻損失引当金	6	7
無形固定資産	21	18	偶発損失引当金	29	40
ソフトウェア	13	10	廃棄禁止対象物処理費用引当金	4	4
その他の無形固定資産	8	8	繰延税金負債	329	258
債務保証見返	244	136	再評価に係る繰延税金負債	22	20
貸倒引当金	△2,285	△2,134	債務保証	244	136
(うち個別貸倒引当金)	△2,082	△1,963	負債の部合計	201,929	203,337
			出資金	767	764
			普通出資金	767	764
			利益剰余金	10,053	10,202
			利益準備金	770	767
			その他利益剰余金	9,283	9,434
			特別積立金	8,690	8,690
			当期末処分剰余金	593	744
			処分未済持分	—	△0
			会員勘定合計	10,821	10,966
			その他有価証券評価差額金	927	808
			土地再評価差額金	53	55
			評価・換算差額等合計	981	863
資産の部合計	213,731	215,167	純資産の部合計	11,802	11,829
			負債及び純資産の部合計	213,731	215,167

※貸借対照表・注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15~39年
その他	2~60年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、銀行取引停止処分等法的、形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻先と同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。現在経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められた額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。なお、破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は362百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 9-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する会計基準の適用指針(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 9-2. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)	
年金資産の額	1,476,279百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,698,432百万円
差引額	△222,153百万円
(2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成25年3月分)	0.1769%
(3) 補足説明	

上記(1)の差引額の主たる要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円(及び別途積立金3,288百万円)であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金35百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 廃棄禁止対象物処理費用引当金は、廃棄禁止対象物である低レベルPCBを含む物件に係る将来の負担金処理見込額を計上しております。
14. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額18百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額2,799百万円
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、「電子計算機の一部」、「営業用車両の一部」については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は298百万円、延滞債権額は5,808百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち3か月以上延滞債権額は928百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は928百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,035百万円であります。

なお、19から22に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,152百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

歳入代理店担保として 有価証券500百万円、金庫収納事務取扱担保として現金10百万円を差し入れております。

また、為替決済の取引の担保として預け金(定期預金)5,000百万円、当座貸越の根担保として預け金(定期預金)4,000百万円を差し入れております。
25. 「土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)」に基づき、旧高田信用金庫は事業用土地の再評価を行っております。合併により当該再評価を引き継ぎ、評価差額金については、当該評価差額に係る税金相当額20百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額55百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を22百万円下回っております。
26. 出資1口当たりの純資産額 7,740円11銭
27. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金についても、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM作業委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には資金部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理基本方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理要領に従い行われております。このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は資金部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の100BPVを用いた時価または経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあつての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあつては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

また、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」においては「ラダー計算方式」、「有価証券」のうち債券においては「GPS方式」を採用しております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の時価または経済価値は、4,561百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

28. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	55,450	55,641	190
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,099	4,150	5
その他有価証券	75,874	75,874	—
(3) 貸出金(*1)	76,647		
貸倒引当金(*2)	△1,963		
	74,683	76,147	1,463
金融資産計	210,108	211,768	1,660
(1) 預金積金(*1)	202,309	202,362	53
金融負債計	202,309	202,362	53

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29、30に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	29
組合出資金(*2)	677
合 計	707

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	16,300	37,880	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	1,000	899	2,200	—
其他有価証券	11,507	25,961	32,130	5,157
貸出金(*)	15,949	25,975	15,579	11,831
合計	44,757	90,717	49,910	16,989

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	185,025	16,777	18	487
合計	185,025	16,777	18	487

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	700	702	2
	その他	2,899	2,907	7
	小計	3,599	3,609	9
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	500	496	△3
	小計	500	496	△3
合計		4,099	4,105	5

其他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	67,668	66,534	1,134
	国債	10,898	10,481	416
	地方債	3,200	3,155	45
	社債	53,569	52,896	672
	その他	—	—	—
	小計	67,668	66,534	1,134
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	8,206	8,223	△17
	国債	3,601	3,614	△12
	地方債	507	507	△0
	社債	4,097	4,101	△4
	その他	—	—	—
	小計	8,206	8,223	△17
合計		75,874	74,757	1,116

30. 当事業年度中に売却した其他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
債券	9,585	140	—
国債	6,004	76	—
地方債	511	17	—
社債	3,069	46	—
合計	9,585	140	—

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,737百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,396百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	543百万円
減価償却超過額	39百万円
資産除去債務	8百万円
減損損失否認償却超過額	147百万円
退職給付引当金	10百万円
繰越欠損金	90百万円
その他	84百万円
繰延税金資産小計	931百万円
評価性引当額	△880百万円
繰延税金資産合計	50百万円

繰延税金負債

其他有価証券評価差額金	308百万円
繰延税金負債合計	308百万円
繰延税金負債の純額	△258百万円

33. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.30%から27.61%となります。この税率変更により、繰延税金資産は3百万円減少し法人税等調整額が同額増加し、繰延税金負債が18百万円減少し其他有価証券評価差額金が同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が1百万円減少し土地再評価差額金は同額増加しております。